

壬生町新型コロナワクチン接種実施計画に基づく実施概要

1 計画の位置づけ

・予防接種法の規定により市町村事務とされている新型コロナワクチンの特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要項」等に基づき計画を策定し実施する

2 接種対象者

(1) 対象者の範囲

・対象者は、原則、接種日に住民基本台帳に登録されている者
・入院・入所者、単身赴任者等についても対象者とすることができる

(2) 接種順位

・接種順位は、①医療従事者等、②高齢者、③基礎疾患を有するもの、④高齢者施設等の従事者、⑤その他とする

3 接種体制

(1) 本町では、個別接種と集団接種の併用により実施する

(2) 運営方法

- 個別接種（医療機関が実施主体となるもの）
・主として、医療機関の開設日時に実施する
- 集団接種（町が実施主体となるもの）
・開設時間は1日当たり午前2時間、午後2時間を基本とする
・各会場における従事者は次のとおりとする

役割	従事者数
運営責任管理者	町職員
接種チーム	医師（医療責任者）、 看護師、薬剤師等
事務職	町職員等

4 接種会場

- 個別接種 町内の医療機関においてワクチン接種可能な体制を構築する
- 集団接種 壬生町保健福祉センター

5 ワクチンの管理等

・基本型接種施設及び保健福祉センターにおいて、ワクチンを適正管理するとともに、診療所等での接種用にワクチンを小分けし、配送委託事業者を介して移送する

6 対象者ごとの接種スケジュール

(1) 医療従事者等

・R3.3月中旬から接種を開始し、R3.4月末までの6週間での完了を目標に、「獨協医科大学病院」において接種を行う

(2) 高齢者

・R3.5月から接種を開始し、8月末までの4ヶ月間での2回接種完了を目標に、医療機関における個別接種や保健福祉センターにおける集団接種により接種を行う
・入院、入所者については当該施設において、在宅療養者については自宅において実施する

7 ワクチン接種の予約受付、相談対応

(1) 予約・受付方法

・集団接種については、町がWeb（パソコン等）及び電話（コールセンター）にて、一括して予約受付を行い、個別接種については、各医療機関が電話等で予約を受け付ける。

(2) 相談対応

・コールセンターを設置し、接種券の再発行や住所地外での接種届出など、ワクチン接種に係る一般的な相談対応を行う

8 町民に対する情報提供

・広報誌や公式Webサイトに加え、ポスター掲示や学校・自治会等関係機関を通じた広報等を行う

9 副反応への対応

・接種後、15分以上の経過観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においてもコールセンター等で相談に応じる
・予防接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく副反応健康被害救済制度により対応する

10 推進体制の整備

・町は、「新型コロナワクチン予防接種対策班」を設置（R3/1/12）し、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切なワクチン接種を推進していく